

九州ルーテル学院大学GPA制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、九州ルーテル学院大学（以下「本学」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目の成績素点に対応して12段階のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

2 GPA対象授業科目は、別に掲げる。

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPAの対象から除く。

(1) 合格か不合格かのみを判定する授業科目

(2) 編入学又は転入学した際の単位認定科目

(3) 本学入学前に修得した単位認定科目

(成績評価及びGPA)

第3条 本学で定める成績評価、GP及び評価の説明は次のとおりとする。

段階	標語	点数	GP	評価	評価の説明
1	A+	95-100	4.00	秀	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている
2	A-	90-94	3.85		
3	B+	87-89	3.70	優	到達目標を十分に達成している
4	B	83-86	3.30		
5	B-	80-82	3.00		
6	C+	77-79	2.70	良	到達目標を達成している
7	C	73-76	2.30		
8	C-	70-72	2.00		
9	D+	67-69	1.70	可	到達目標を最低限度達成している
10	D	63-66	1.30		
11	D-	60-62	1.00		
12	N	0-59	0.00	不可	到達目標を達成できなかったため さらに学習が必要である
合格	Q	—	—	合格	点数で評価できない科目は、合格か不合格で評価する
不合格	NC	—	—	不合格	
未受験及び失格		—	—	—	評価の要件を満たしていない

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に履修した第2条第2項各号に定めるGPA対象授業科目について、前期GPA、年間GPA及び通算GPA（以下「前期GPA等」という。）に区分する。

2 GPAは別表の計算式により計算するものとし、計算値は小数第3位を切り捨てて表記する。

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

2 第3条に規定する成績の履修中又は追試験等のための期日までに、成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして取り扱う。

3 GPA計算期日は、原則として前期にあつては9月10日、後期にあつては3月10日とする。
(履修の取消)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取消は、別に定める履修取消期間に行うことができる。ただし、履修変更期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情と認められた場合は、履修変更期限以降においても履修を取り消すことができる。

4 前2項で取り消した場合を除き、履修を放棄した科目の成績は第3条に規定する失格として扱う。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第7条 不可と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不可の成績と再履修による成績を合わせて計算する。

(GPAの通知及び記載)

第8条 GPAの学生及び保護者への通知は、前期GPA等を記載した成績通知書により行う。

2 前期GPA等は、成績原簿に記載する。

(GPAデータの提供及び活用)

第9条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として行う調査研究等においてGPAデータの提供を希望する場合は、所定の申請書により、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPAに係る各種資料を提供するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日において現に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び在籍者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての成績通知書及び成績原簿の成績評価の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年3月17日に制定し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表（第4条第2項関係）

<計算式>

$$\text{GPA} = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{成績評価グレートポイント})] \text{の総和}}{\text{登録科目の総単位数（不合格科目の単位を含む。）}}$$

<計算例>

成績		単位数		1科目あたりのGP		GP
科目1（93点→ A- ・ 合格）	・・・	2単位	×	3.85	=	7.7
科目2（87点→ B+ ・ 合格）	・・・	4単位	×	3.70	=	14.8
科目3（71点→ C- ・ 合格）	・・・	4単位	×	2.00	=	8.00
科目4（65点→ D ・ 合格）	・・・	1単位	×	1.30	=	1.30
科目5（52点→ N ・ 不合格）	・・・	2単位	×	0.00	=	0.00



総単位数 13単位



GPの総計 31.8

上記例の場合・・・・・・GPの総計 31.8 ÷ 総単位数13 = GPA 2.446 ≒ GPA 2.44

その他の例・・・・・・全科目を95点以上で合格すれば → GPAは4.00ポイント（最高点）
全科目を60点(単位取得最低点)で合格すれば → GPAは1.00ポイント